

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分についての一部改正に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別添 2</p> <p style="text-align: center;">社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>社会・援護局所管一般会計補助金等にかかる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。</p> <p>1 申請手続の特例（包括承認事項） 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金により代替施設を整備する場合の、社会福祉施設等の補助施設等の取壊し又は廃棄</u></p> <p>※社会福祉施設等の補助施設等 社会福祉施設等施設整備費、社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金、保健衛生施設等施設整備費、保健衛生施設等設備整備費国庫補助金（障害者関連施設に係るものに限る。）及び障害程度区分認定等事業費補助金（障害者就労訓練設備等整備事業）の補助事業により取得した保護施設（救護施設他）、障害（児）者関連施設（障害者支援施設・身体障害者更生施設他）等並びに地方改善施設整備費及び地方改善施設設備整備費補助金により取得した施設等</p> <p>2 <u>社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備資金貸付金により取得した財産の処分（保健衛生施設等施設整備資金貸付金については、障害者関連施設に係るものに限る。）</u> 社会福祉施設等施設整備資金貸付金及び保健衛生施設等施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けて取得した財産の処分を行う場合、補助金等と同様の取扱いとする必要があることから、当該承認基準の特例を準用するものとする。 ただし、貸付金により取得した財産の処分に係る事務については、地方厚生（支）局長に委任されていないので留意すること。</p>	<p style="text-align: right;">別添 2</p> <p style="text-align: center;">社会・援護局所管一般会計補助金等に係る承認基準の特例</p> <p>社会・援護局所管一般会計補助金等にかかる「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条の規定に基づく財産処分については、原則として「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年4月17日会発第0417001号。以下「厚生労働省承認基準」という。）に基づくこととするが、以下については、この承認基準の特例によることとする。</p> <p>1 申請手続の特例（包括承認事項） 以下に掲げる財産処分については、厚生労働省承認基準第2の2に規定する包括承認事項として取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>※補助施設等 社会福祉施設等施設整備費及び、社会福祉施設等設備整備費国庫負担（補助）金、の補助事業により取得した保護施設（救護施設他）、障害者関連施設（障害者支援施設・身体障害者更生施設他）等並びに地方改善施設整備費及び地方改善施設設備整備費補助金により取得した施設等</p> <p>2 社会福祉施設等施設整備資金貸付金により取得した財産の処分 社会福祉施設等施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを受けて取得した財産の処分を行う場合、補助金等と同様の取扱いとする必要があることから、当該承認基準の特例を準用するものとする。 ただし、貸付金により取得した財産の処分に係る事務については、地方厚生（支）局長に委任されていないので留意すること。</p>